

三 変更の届出の場合は、変更を必要とする理由

2 前項の届出書の提出は、次に掲げる料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の三十日前までに、それ以外の料金に係るものにあつては当該料金の実施期日の十日前までにしなければならない。

3 一 郵便物の料金
二 郵便物の特殊取扱（法第四十四条第一項に規定するものに限る。）の料金
三 第一項の届出書のうち前項各号に掲げる料金に係るものには、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 料金の算出の根拠に関する説明書
二 郵便の役務に関する事業収支見積書
(定形郵便物の大きさ及び形状の基準)

第二十二条 法第六十七条第二項第三号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 表面及び裏面が長方形で、その大きさが長さ十四センチメートルから二十三・五センチメートルまで、幅九センチメートルから十二センチメートルまでのものであつて、厚さが最も厚い部分において一センチメートルを超えないものである。
二 次のいずれかに該当するもの（会社が定める郵便物の包装その他の形状の条件を具備しないものを除く。）であること。
イ 封筒若しくは袋を用いて又はこれに代わるもので包装し、その納入口又はこれに相当する部分の全部を送達中容易に開かないよう封じたものであること。
ロ 包装しなくとも送達中にき損せず、他の郵便物に損傷を与えないものであること。
(定形郵便物の料金の上限)

第二十三条 法第六十七条第一項の総務省令で定める額は、八十四円とする。
(料金の認可申請)

第二十四条 会社は、法第六十七条第三項の規定により第三種郵便物及び第四種郵便物の料金の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
一 料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）
二 実施予定期日
三 记載の申請の場合は、変更を必要とする理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 料金の算出の根拠に関する説明書
二 郵便の役務に関する事業収支見積書
(料金の届出)

第二十五条 会社は、法第六十七条第五項の規定により郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。
一 料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）

第二十六条 法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金とする。
一 郵便物の料金
二 郵便物の特殊取扱（法第四十四条第一項に規定するものに限る。）の料金
三 郵便物の特殊取扱（法第四十四条第二項に規定する取扱いであつて速達、特定記録郵便及び交付記録郵便の取扱いに係るもの）の料金

第二十七条 法第六十七条第七項の規定による郵便物の引受けについて記録し、送達するものをいう。

二 交付記録郵便 法第四十四条第一項に規定する郵便物の特殊取扱であつて、会社において郵便物の引受けについて記録するものを行う。

三 交付記録郵便 法第四十四条第一項に規定する郵便物の引受けについて記録するものを行う。

2 前項の規定により報告する営業収益及び営業費用は、別記様式第五に掲げる方法によるほか、適正な方法によりそれぞれの郵便物の種類等（内国郵便業務（国内のみにおいて引受け及び配達を行う郵便物に係る郵便の役務を提供する業務をいう。別記様式第五において同じ。）にあつては法第十四条に規定する郵便物の種類並びに法第四十四条第一項及び第二項に規定する特殊取扱をいい、国際郵便業務（外国に宛て、又は外国から発する郵便物に係る郵便の役務を提供する業務をいう。別記様式第五において同じ。）にあつては万国郵便条約第一条に規定する通常郵便物、小包郵便物及びEMS郵便物をいう。別記様式第五において同じ。）に整理事由によつて整理することが著しく困難となることは、その全部を主たる関連を有する郵便物の種類等に整理することができる。

三 前項の場合において、会社は、当該方法に基づき成する営業収益及び営業費用の整理に関する計算方法を記載した書類を総務大臣にあらかじめ提出しなければならない。

四 会社は、別記様式第五が前二項の規定に基づいて適正に作成されていることについて、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の一第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人による証明書を得るとともに、第一項の報告の際に、当該証明書を総務大臣に提出しなければならない。

五 法第六十七条第七項の規定による郵便事業の収支の状況の公表は、第一項の報告をした後遅滞なく、当該報告の内容を記載した書類を会社の主たる営業所及び事務所に備え、又は当該報告の内容を会社の主たる営業所及び事務所に報告する。この号の適用を受ける郵便物を除く。に優先して送達するものをいう。

二 特定記録郵便 法第四十四条第一項に規定する郵便物の特殊取扱であつて、会社において郵便物の引受けについて記録し、送達するものをいう。

三 交付記録郵便 法第四十四条第一項に規定する郵便物の引受けについて記録するものを行う。

一 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）

二 実施予定期日

三 记載の申請の場合は、変更を必要とする理由

一 郵便約款の認可を要しない軽微な提供条件

二 実施予定期日

三 记載の申請の場合は、変更を必要とする理由

- 四 郵便差出箱の見やすい所に「郵便」の文字又は郵便差出箱であることを示す表示、郵便差出箱を利用することができますが、日及び時間（郵便差出箱を終日利用することができない場所に設置する場合に限る）並びに郵便差出箱に差し入れられた郵便物の取集めを受け持つ会社の事業所名及び取集時刻の表示を付したものであること。

法第七十条第三項第二号の総務省令で定める郵便物の引受けの方法の基準は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）の施行の際あまねく全国に設置されていた郵便差出箱の本数を維持することを旨とし、かつ、次に掲げる基準に適合するものとして郵便差出箱を設置することとする。

一 郵便差出箱を各市町村内及び各特別区内に満遍なく設置すること。

二 主として、郵便差出箱を公道上、公道に面した場所その他の常時利用することができる場所又は駅、小売店舗その他の公衆が容易に入りりすることができる施設内であつて往来する公衆の目につきやすい場所に設置すること。

法第七十条第三項第三号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日及び一月一日を除き、月曜日から金曜日までの五日間において、一日に一回以上郵便物の配達を行うこと。

二 特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により郵便物を配達することができない地域に宛てて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、郵便物をその宛て所に配達すること。

法第七十条第三項第四号の総務省令で定める日は、土曜日、日曜日及び一月二日とする。法第七十条第三項第四号の総務省令で定める地域及び日数は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 一日に一回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が

- 整備されていない島をいう。次号において同じ。) 十五日

二 前号以外の離島 六日 (国民の祝日に関する法律に規定する休日及び前項に規定する日の日数は、算入しない。)

法第七十条第三項第五号の総務省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 料金支払のための郵便切手がはり付けられ、又は料額印面の付いた郵便物以外の郵便物が差し出された場合

二 法令に別段の定めがある場合

三 業務の繁忙によりやむを得ないと認められる場合

法第七十条第三項第五号の総務省令で定める基準は、会社の取扱事業所名及び取扱年月日を明瞭に表示できるものであることとする。

法第七十条第三項第六号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 郵便物を引き受けた場合において、引受けの際に現にその表面の見やすい所に郵便という文字が掲げられている場合その他の郵便物であることが一見して明らかである場合を除き、当該郵便物の表面の見やすい所に郵便物であることを表示することが定められていること。

二 法第六条の重要な郵便物を定める方法が適切に定められていること。

三 郵便切手等の種類ごとに郵便に関する料金の支払の用に供するものとして利用者の便益を考慮して適切な金額で郵便切手等を発行することが定められていること。

四 郵便切手等の種類、大きさその他の様式に関する事項並びに主題及び意匠の選定基準が適切に定められていること。

(業務の委託の認可申請)

第三十三条 会社は、法第七十二条第一項の規定により郵便の業務の委託の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 受託者の氏名及び住所

二 委託しようとする郵便の業務の内容

三 委託しようとする期間

四 委託を必要とする理由

五 その他必要な事項

一 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 委託契約書の写し

- 二 委託の実施方法に関する細目その他必要な事項を記載した書類

第三条 第一項の規定による申請書の提出は、総務大臣がその都度の申請の必要がないと認める場合においては、一括して行うことができる。この場合においては、申請書の記載事項及び添付書類のうち総務大臣が必要がないと認めるもののみ記載及び添付を省略することができる。

附則 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成一九年七月一四日総務省令第三三号）

（施行期日）

第九六号 この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一九年三月二六日総務省令第三三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の施行の日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。（経過措置）

第二条 この省令の施行前に差し出された郵便物については、この省令の規定による改正後の郵便法施行規則（以下「新郵便法施行規則」という。）第十六条及び第十七条の規定を除き、なぞお従前の例による。

第三条 新郵便法施行規則第十八条の規定は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第六十条第十二項の規定により総務大臣が行う郵便認証司の任命に係る推薦について準用する。この場合において、新郵便法施行規則第十八条第一項中「会社」とあるのは「日本郵政株式会社」とし、同条第二項中「適合する旨」とあるのは「適合することとなる旨」とし、新郵便法施行規則別記様式第三中「所屬する事業所」とあるのは「所屬することとなる事業所」とし、前記の部署と、「役職」とあるのは「就任することとなる役職」と、「適合する旨」とあるのは「適合することとなる旨」とする。

第四条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第十四条の規定による改正前の郵便法第七十五条の二第四項に規定する収支の公表は、従前の例により、会社が行う。

- 2 前項の公表については、この省令による改正前の郵便法施行規則（以下この項において「旧公社法施行規則」という。）第四十一条各号列記以外の部分及び同条第四号口並びに第四十四条は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第十九条中「法第七十五条の二」とあるのは、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律等の整備に関する法律（平成十七年法律第二百一号）第十四条の規定による改正前の郵便法第七十五条の二」と、「日本郵政公社法施行規則」とあるのは、「公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令（平成十九年総務省令第二百三十三号）による廃止前の日本郵政公社法施行規則」とし、旧公社法施行規則第四十一条各号列記以外の部分中、「公社は、法」とあるのは、「会社は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百一号）。以下この条において「整備法」という。」第二条の規定によると、廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第二百三十三号）と、「の規定に基づき、毎事業年度（平成十七年法律第二百一号）の例により、日本郵政公社の最終事業年度」と、「次に掲げる」とあるのは、「第四号口に関する」と、同条第四号口中「郵便法」とあるのは、「整備法第十四条による改正前の郵便法」と、第四十五条第一項中「第四十五条第一項から前条まで」とあるのは、「第四十一条」と、「各事務所及び各郵便局」とあるのは、「会社の営業所及び郵便局株式会社法（平成十七年法律第二百一号）第二条第二項に規定する郵便局」と、「直近の事業年度に係る財務諸表について法第三十三条第一項の規定による総務大臣の承認を受けた日から二月」を「郵政民営化法（平成十七年法律第二百一号）」の施行の日から四月とする。

団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)の施行の日(平成二十年十二月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の郵便法施行規則第五条第二項第四号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

附 則 (平成二三年八月三〇日総務省令)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年七月三〇日総務省令)

第一条 この省令は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第三十号以下「平成二十四年改正法」という。)の施行の日(平成二十四年十月一日)から施行する。(郵便法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 郵便事業株式会社の平成二十四年四月一日から始まる事業年度に係る平成二十四年改正法附則第九条の規定による改正前の郵便法(昭和二十二年法律第六十五号)第六十七条第五項に規定する収支の状況の報告及び公表は、従前の例により、日本郵便株式会社が行う。

前項の公表に係る第四条の規定による改正前の郵便法施行規則第二十五条第三項の適用については、「当該公表に係る事業年度の翌事業年度の公表」とあるのは、「日本郵便株式会社の平成二十四年四月一日から始まる事業年度の翌事業年度の平成二十四年改正法附則第九条の規定による改正後の郵便法第六十七条第五項の公表」とする。

附 則 (平成二十五年一月二日総務省令)

第一条 この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十月一日)から施行する。

附 則 (平成二五年一月二日総務省令)

(施行期日)

第一条 この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、日本郵便株式会社は、施行日前においても、この省令による改正後の郵便法施行規則第二十条の三第二項及び第三項の規定は、この省令の施行後に日本郵便株式会社に同条第二項各号に掲げる職であつて、非常勤のものに就く旨の意思を表示した郵便認証司について適用する。

附 則 (令和元年七月八日総務省令第二四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、日本郵便株式会社は、施行日前においても、この省令による改正後の郵便法施行規則第二十条の三第一項に規定する郵便に関する料金(実施期日が施行日以後であるものに限る。)を定め又は変更し、同項の規定による届出をすることができる。

附 則 (平成二五年一月二日総務省令)

(施行期日)

第一条 この省令は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十月一日)から施行する。

税法の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第六十八号)の施行の日(平成二十六年四月一日)以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 日本郵便株式会社は、施行日前においても、第一条の規定による改正後の郵便法施行規則第二十三条の規定の例により、郵便法第六十七条规定する郵便に関する料金(実施期日が施行日以後であるものに限る。)を定め、同項の規定による届出をすることができる。

附 則 (平成二七年一月二七日総務省令)

第一条 この省令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十八号)の施行の日(平成二十七年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成二九年三月三一日総務省令)

第一条 この省令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律(平成二九年三月三一日)から施行する。

附 則 (令和二年五月二十日総務省令)

第一条 この省令は、日本郵便株式会社は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の郵便法施行規則の規定に適合する郵便業務管理規程(郵便法第七十条第一項に規定する郵便業務管理規程をいう。)を定めることができる。

附 則 (令和三年五月二〇日総務省令)

第一条 この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (令和四年七月一日総務省令第四四号)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年一月二七日総務省令)

第一条 この省令は、日本郵便株式会社は、施行日前においても、この省令による改正後の郵便法施行規則第二十条の三第二項及び第三項の規定は、この省令の施行後に日本郵便株式会社に同条第二項各号に掲げる職であつて、非常勤のものに就く旨の意思を表示した郵便認証司について適用する。

附 則 (令和六年三月二八日総務省令)

第一条 この省令は、デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日(令和六年四月一日)から施行する。

附 則 (令和六年三月二九日総務省令)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

別記様式第二（第十五条関係）



別記様式第三（第十八条関係）

別記様式第三の二（第十八条の三関係）

別記様式第四（第十九条関係）

別記様式第五（第二十七条関係）

別記様式第三の二(第十九条の三関係)		
新規認証申査報告書		
	年　月　日現在	
新規認証司番号	ふりがな 氏名	被ねている職の名称
		日本在住の有資格者
		新規の第19条各項に 該げる職に就く旨の誓 願を表示した日

